

三重県教育委員会とレゴジャパン株式会社 レゴ エデュケーション との「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」 の締結について

県教育委員会は、去る2月26日（水）に、レゴジャパン株式会社 レゴ エデュケーション（以下「レゴ エデュケーション」という。）と、グローバル人材の育成など三重県の教育振興に寄与することを目的とする「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」を締結しました（協定書の写しは次頁のとおり）。

1 協定締結に至った経緯

- ・グローバル人材の育成に取り組もうとする中、他の自治体の英語教育活動において、レゴブロックを試行的に活用し一定の評価があったことや、レゴ社の教育活動が世界的に展開されているとの情報を聞きました。
- ・また、レゴ エデュケーションから、直接レゴブロックの教育への活用についての説明を受けるとともに、県教育委員会の職員が、実際にレゴブロックによる学習活動を体験しました。（平成25年6月、9月の2回）
- ・県教育委員会は、職員が実際に体験する中で、子どもたちに親しみやすい玩具を使いながら、共に思考し意見を出し合うレゴ社の教育手法が、本県の進めようとしているグローバル人材の育成、特にコミュニケーション力や思考力、創造性等の育成に、一定の効果があると判断しました。
- ・その後、レゴ エデュケーションと今後の取組について検討してきたところ、その中で、お互いに連携を強化したいとの意向で両者が一致したことから、このたびの包括協定の締結に至りました。

2 協定の目的

県教育委員会とレゴ エデュケーションが包括的な連携のもと、三重県内の公立学校において、レゴ社が実践する教育手法を活用した教育を推進することについて相互に協力し合うことで、三重県における教育振興に寄与することを目的としています。

3 協定により連携して取り組む内容

グローバル社会で活躍できる人材育成を目指し、特にコミュニケーション力や思考力、創造性等の育成の一助とするため、県事業の中で、レゴ社が実践する教育手法を様々な教育手法の一つとして活用していきます。

(1) 効果的な学習指導方法及び教材の研究・開発

英語キャンプや小学校の英語教育実践研究校でのレゴブロック等の活用等（県事業）

(2) レゴ社が実践する教育手法を活用した学習指導方法の教職員への研修

教職員の英語指導力向上集中研修におけるレゴブロック等の活用等（県事業）

(3) 三重県内外の教育事情に関する情報共有

三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定書（写し）

（原本は自筆）

レゴジャパン株式会社 レゴ エデュケーション（以下「甲」という。）と三重県教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携を円滑にするため、以下のとおり、三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲及び乙が包括的な連携のもと、三重県内の公立学校において、甲が実践する教育手法を活用した教育を推進することについて相互に協力し合うことで、三重県における教育振興に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次の各号に定める事項について、お互いに連携する。

- (1) 効果的な学習指導方法及び教材の研究・開発
- (2) 甲が実践する教育手法を活用した学習指導方法の教職員への研修
- (3) 三重県内外の教育事情に関する情報共有
- (4) その他両者が協議し合意した事項

2 連携に関する具体的内容はその都度甲及び乙で協議して定める。

3 甲及び乙は本協定と同様の協定等を別途第三者と締結することを妨げない。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条第1項に定める連携に伴い、相手方から提供された情報（口頭・文書・電磁的記録その他形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩し、又は第1条に規定された目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次の各号に定める情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時に既に自己が所有していた情報、又は相手方から提供を受けた後に、その情報を開示する権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- (2) 相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後、自らの責によらずして公知となった情報
- (3) 相手方から提供を受けた時点で、既に自らが正当に保有していた情報で、かつその旨を相手方に通知したもの
- (4) 法令の定めに基づき官公庁からの開示請求に応じて開示する情報、又は正当な権限を有する第三者の正当な権限に基づく開示請求に応じて開示する情報

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有する。

平成26年2月26日

甲 東京都港区赤坂4丁目15-1
レゴジャパン株式会社
レゴ エデュケーション
日本代表 須藤 みゆき

乙 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会
三重県教育委員会教育長 山口 千代己

立会人 Aastvej 1 DK-7190 Billund Denmark
LEGO System A/S LEGO Education
Asia Pacific & Emerging Markets
Sales director Jørgen Skov

立会人 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬